

令和5年度 簡易水道事業特別会計予算書
(当初)

与那国町

議案第10号

令和5年度与那国町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度与那国町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ266,441千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条 第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高限度額は、100,000千円と定める。

令和5年3月9日 提出

与那国町長 糸数健一

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水 道 事 業 収 入		39,400
	1 水 道 事 業 収 入	39,400
2 分 担 金 及 び 負 担 金		140
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	140
3 繰 入 金		111,534
	1 繰 入 金	111,534
4 諸 収 入		66
	1 諸 収 入	66
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 国 庫 支 出 金		61,600
	2 国 庫 補 助 金	61,600
8 地 方 債		53,700
	1 地 方 債	53,700
歳 入	合 計	266,441

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 水 道 事 業 費		91,681
	1 水 道 事 業 費	91,681
2 水 道 事 業 建 設 費		117,505
	1 水 道 事 業 建 設 費	117,505
3 公 債 費		56,755
	1 公 債 費	56,755
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	266,441

「第2表 地方債」

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道施設整備事業 (公営企業債)	15,400	証書借入	10%以内 ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公営 企業金融公庫資金について、 利率の見直しを行った後にお いては当該見直し後の利率	償還期間は、措置期間を含め40年以内。 償還方法は、元利均等又は元金均等の方 法により償還する。ただし、町財政の都合によ り、措置期間であっても繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は借り換えることができる。
簡易水道施設整備事業 (辺地対策事業債)	15,400			
公営企業会計適用債(簡水) (公営企業会計適用債)	22,900			
計	53,700			